

# 資料No. 1

江田島市公共交通協議会  
令和6年6月13日

## 協議会委員の就任について

### 1 目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、地域内フィーダー系統確保維持費補助金を申請する要件として、乗合型タクシーの運行事業者が協議会の委員であることが必須となりました。

このため、運行事業者3社に協議会委員に就任いただきましたので報告します。

### 2 新たに就任した委員一覧

|   | 事業者名        | 役職    | 氏名    |
|---|-------------|-------|-------|
| 1 | 株式会社江田島タクシー | 代表取締役 | 川口 敏広 |
| 2 | 有限会社能美タクシー  | 代表取締役 | 今宮 浩二 |
| 3 | 三高タクシー      | 代表    | 城山 賢二 |

\*地域公共交通の活性化及び再生に関する法律[抜粋]

(協議会)

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体

二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

三 関係する公安委員会

四 地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者